

～住宅用火災警報器に関するお知らせ～

住宅用火災警報器の設置は、住宅火災での逃げ遅れを防ぐことが第一の目的です。
この警報器は、火災初期に煙を感知して、火災の発生を音で知らせます。

設置義務化以降、住宅火災は大幅に減少し、死者の発生は50%減少、
焼損床面積は50%減少、損害額は40%減少し、効果が確認されています。

火災により、命や財産の被害という辛い経験をされないためにも、
住宅用火災警報器の設置、点検・交換をしましょう。



なお、共同住宅にお住まいの場合は、自動火災報知設備が設置されていれば住宅用火災警報器の
設置は不要です。天井面に感知器が設置されているかの確認をお願いします。

◎ 小田原市設置率：69.7%（全国84.0%）（令和4年6月1日現在）

設置が必要な場所

【義務化】 既存：平成23年6月1日～ 新築：平成18年6月1日～

- 煙感知器・・・寝室、階段（義務）
- 熱感知器・・・台所（任意）
- 煙感知器

- <例1> 1階だけに寝室がある → 1階の寝室
 - <例2> 2階に寝室がある → 2階の寝室と階段上
 - <例3> 1階と2階に寝室がある → 1・2階の寝室と階段上
- ※ 詳細は裏面へ

寝室は義務だよ！
煙感知器をつけてね！

台所は義務じゃないけど、
火災が多く発生しているから、
つけたほうがいいね！

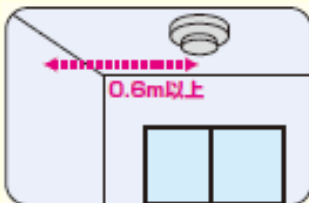
階段の設置場所は
寝室のある階によって決まるよ！
煙は階段から上の階に広がるよ。
煙感知器をつけてね！
詳しくは裏面を見てね！



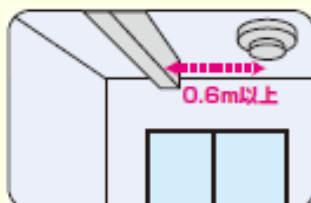
台所(任意)の場合
煙感知器の方が早く
気付けるよ。
熱感知器は約65°Cで
作動するんだって！

設置する時の注意点

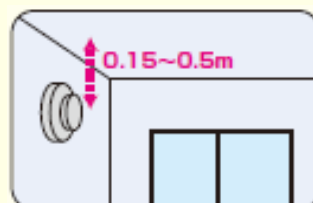
- 壁面や梁から住警器の中心を60cm以上離します。
- エアコンなどの吹き出しから住警器の中心を1.5m以上離します。



中心を壁から0.6m以上離す。



梁より0.6m以上離す。



天井から0.15～0.5mの位置に
取付ける。



エアコンがある場合、吹き出し口
より1.5m以上離す。

購入できる場所

- ※ 電気店、ホームセンター、防災業者、ガス業者などで取扱いがあり
- ※ 小田原市消火器普及会（市内防災業者）でも購入や取付け（有料）ができます。

小田原市消火器普及会

・ 大東綜合防災株式会社
Tel 0465-22-3343

・ 相日防災株式会社
Tel 0465-44-3512

・ 株式会社odabou
Tel 0465-22-6819